

平成29年3月伊勢原市教育委員会定例会議事録

平成29年3月28日（火）午前9時30分から伊勢原市教育委員会定例会を伊勢原市役所第3委員会室に招集した。

1 出席した委員は次のとおり。

委員長	永井武義
委員長職務代理者	重田恵美子
委員	菅原順子
委員	渡辺正美
教育長	鈴木教之

2 会議説明のための出席者は次のとおり。

教育部長	谷亀博久
学校教育担当部長	大高敏夫
歴史文化推進担当部長	山口讓
教育総務課長	古清水千多歌
学校教育課長	守屋康弘
指導室長	石渡誠一
社会教育課長	小谷裕二
文化財課長	立花実
スポーツ課長	小巻宏幸
教育センター所長	本多由佳里
図書館・子ども科学館長	麻生ひろ美

3 会議書記は次のとおり。

教育総務課 総務係長	瀬尾哲也
------------	------

4 議事日程

- | | |
|------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 前回議事録の承認 |
| 日程第2 | 3月臨時会議事録の承認 |
| 日程第3 | 教育長報告 |
| | (1) 平成29年4月1日付け市教育委員会人事異動 |
| | (2) 平成28年度県費負担教職員の退職及び人事異動 |
| | (3) 平成29年度県費負担教職員の採用及び人事異動 |
| | (4) 市議会3月定例会総括質疑・一般質問答弁の概要 |
| | (5) 平成28年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査結果 |
| | (6) 平成28年度第2回伊勢原市いじめ問題専門調査会報告 |

日程第 4	報告第 1 号	平成 2 8 年伊勢原市スポーツ賞表彰被表彰者 (追加分) の決定について
日程第 5	議案第 1 0 号	伊勢原市教育委員会の組織の改編に伴う関係 規則の整備に関する規則について
日程第 6	議案第 1 1 号	伊勢原市教育委員会の権限に属する事務の補助 執行に関する規程について
日程第 7	議案第 1 2 号	伊勢原市教育委員会の組織の改編に伴う関係規 程の整備に関する規程について
日程第 8	議案第 1 3 号	伊勢原市立小中学校教職員ほう賞規程の一部を 改正する規程について
日程第 9	議案第 1 4 号	学校嘱託医等の辞職の承認について
日程第 1 0	議案第 1 5 号	学校嘱託医等の委嘱について
日程第 1 1	議案第 1 6 号	伊勢原市立公民館長の辞職の承認について
日程第 1 2	議案第 1 7 号	伊勢原市立公民館長の任命について
日程第 1 3	議案第 1 8 号	伊勢原市社会教育指導員の委嘱について
日程第 1 4	議案第 1 9 号	伊勢原市文化財保護条例に基づく文化財の指定 ・登録について

5 その他事項

- (1) 学年末・学年始休業期間中の児童生徒指導
- (2) 第 3 2 回大山登山マラソンの結果について
- (3) 教育センター指定課題別調査研究部会の研究成果物について
- (4) 教育長退任式及び辞令交付式・
教職員退職辞令交付式及び辞令交付式
- (5) 平成 2 9 年度神奈川県市町村教育委員会連合会第 1 回役員会及び総会
- (6) 平成 2 9 年度関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会及び研修会
- (7) 教育委員会 4 月臨時会
- (8) 教育委員会 4 月定例会

----- ○ -----
午前 9 時 3 0 分 開会

○委員長【永井武義】

定刻となりました。ただ今から教育委員会議を開催いたします。

日程第 1 前回議事録の承認

日程第 2 3 月臨時会議事録の承認

○委員長【永井武義】

日程第 1 「前回会議録の承認」及び日程第 2 「3 月臨時会議事録の承認」につ

いて、一括してお願いいたします。

○全委員 承認

----- ○ -----

日程第3 教育長報告

○委員長【永井武義】

日程第3「教育長報告」をお願いいたします。

○教育長【鈴木教之】

本日は6件あります。私から人事関係を3件、残りの3件は所管の部長から報告させていただきます。

1件目です。資料1を御覧ください。4月1日付の教育委員会関係の人事異動等でございます。まず、3月31日付で山口歴史文化担当部長が定年退職を迎えます。次に教育委員会から異動される方です。4月1日付の組織改編に伴いましてスポーツ課が保健福祉部へ移りますが、小巻課長が引き続きスポーツ課長として異動されます。また、学校教育課の高橋主幹が職員課へ異動します。

そして、教育委員会へ異動されてくる方です。管財契約検査課の村上主幹が教育総務課に異動してきて、施設係長を兼務いたします。村上主幹は、技術職でございます。また、文化財課の立花課長が組織改正によりまして、教育総務課の歴史文化担当課長となります。

次に資料はございませんが、県費負担の教職員の退職と人事異動でございます。退職者等については、行政あるいは他市への転任も含めて27人です。採用等は、転任等も含め36人、配置転換等が42人、合計105人の人事異動ということですので。規模的には昨年より7人多いということです。

管理職以外の退職や異動等の対象については、定年退職の方が11人です。勸奨は2人、自己都合が2人、他県への転出が1人という内容でございます。それから行政等に合計4人が転出します。うち2人が伊勢原市の教育委員会、1人が神奈川県教育委員会の中教育事務所指導課、もう1人が県立伊勢原養護学校という内容です。また、他市町への転出が合計4人で、平塚市へ1人、大磯町へ3人という内容でございます。

次に平成29年度の県費負担教職員の採用及び人事異動です。これは管理職以外ということでございます。他の市町から伊勢原市に来ていただく先生が7人です。行政等からの採用が5人で、神奈川県教育委員会や本市教育委員会等で尽力された方が来られるということでございます。

新採用教諭は、平成29年度は14人。次に総括教諭等の昇任でございますが、小学校で6人、中学校では2人が昇任する予定です。このうち、小・中学校それぞれ1人が行政からの採用で、同時に昇任となります。また、栄養師1人が栄養教諭に任用替えです。

教育委員会関連では、指導室の渡邊良典主査、教育センターの小澤和美主査が学校へ戻ります。そして、学校教育課の濱田副主幹が平塚市立の小学校へ交流で教頭として赴任します。私からは以上でございます。

○学校教育担当部長【大高敏夫】

それでは、市議会3月定例会総括質疑及び一般質問答弁の概要について報告いたします。資料2を御覧ください。

まず、平成29年度伊勢原市一般会計予算及び各特別会計歳入歳出予算についての総括質疑ですが、相馬欣行議員から中学校給食についての御質問がございました。内容としては、方針を出す時期の確認と進捗状況です。答弁では、現在4つの実施方式について、最新の情報や状況を視察等により確認をしながら調理技術やコスト等を総合的に勘案した中で検討を進めており、実現に向けては財政健全化の取組と整合を図った中で、平成29年度中に教育委員会で方針を定めていく予定であると述べてございます。

続いて川添康大議員からの御質問でございます。子ども支援施策についての質問の関連で、中学校給食についてのお尋ねがございました。質問の趣旨としては、教育委員会で自校給食の方針が出ているが、それを踏まえて進めていくのかという内容でした。

現在、4つの実施方式について検討し、それぞれメリット、デメリットがありますが、平成29年度中に一定の方向を示し、市長に報告していきますと答弁いたしました。

続きまして一般質問の関係ですが、中山真由美議員から本市の通学路の安全点検の現状と課題についての御質問でございました。

まず、各学校で行っている安全点検の流れの説明として、各学校では毎年、教職員、PTA、市職員等で通学路点検を行い、点検により挙げられた要望箇所を教育委員会に報告していること。教育委員会では、それをまとめて各部門に対応を依頼し、各課の対応内容を中間報告及び最終報告として取りまとめ、各学校に報告をしていることを答弁いたしました。また、課題として、軽微な要望には早期に対応できるが、用地買収を伴うものや公安委員会が所管となるものなどは、長期にわたり改善できないものがあることを答弁するとともに、ハード面の整備は難しい中でも、地域の方々に見守り活動の御協力をお願いしたり、児童生徒に対する交通安全教育を行うなど、ソフト面を含めた対応により、通学路の安全確保を図っていきますと答弁いたしております。

続いて橋田夏枝議員から本市の不登校問題に関する御質問です。質問の趣旨としては、不登校により家に1人である児童生徒への支援、対応を投げかけるようなご質問で、3点ございました。

1点目は、小中学校の不登校者数の割合と推移についての御質問で、平成27年度においては小学校22人、中学校79人の計101人で、過去10年間で一番多かった20年度が小中学校で計125人、一番少なかった24年度が82人となっています。なお、年間180日以上欠席者は、小学校5人程度、中学校20人程度となっており、このうち、適応指導教室やフリースクール等の利用者

を除くと、小学校で2～3人、中学校で約10人と答弁いたしております。

2点目として、適応指導教室についての御質問でした。答弁としては、適応指導教室に通う児童生徒数は、過去10年間で10人前後を推移していること。適応指導教室の役割や目的として、まずは集団生活に慣れさせ、最終的には在籍校に通学できるようにすること。また、文部科学省が示す不登校支援の方向性に基づいて、将来の自立に向けた生きる力を身につける支援・指導に取り組んでいることなど、学校に復帰させるだけではないことを強調してお答えしております。

3点目として、在宅不登校者に対する支援についての御質問でした。答弁としては、民間のフリースクール等を利用している児童生徒数は概ね5人前後であること。学校の対応としては、担任、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等のチームによる支援を行っていること。また、自宅で過ごすことが多い児童生徒に対しては、担任等による家庭訪問や訪問型家庭支援事業等による対応を行っていることをお答えしております。

○教育部長【谷亀博久】

続きまして、宮脇俊彦議員から公共施設の受益者負担に関する基本方針（案）についての御質問の中での再質問で、基本方針が策定されることを受けまして、公民館は無料であるべきとの考え方に基づく御質問でございます。

具体的には、公民館を今後どのように運営していくのかということ、答弁としては、公民館は地域住民の身近な施設で、様々な活動が活発に行われており、そうした活動は仲間づくりや生きがいがづくり、あるいは元気のある地域づくりの点からも、今後もさらに活発に行われることが重要であると認識しているとお答えしております。

○歴史文化推進担当部長【山口譲】

次に山田昌紀議員から日本遺産を活用した観光施策についての御質問です。具体的には、これまでの実績についてということでした。

4月25日の日本遺産認定後、6月2日をもって伊勢原市日本遺産協議会を発足し、各種取組を実施している旨を説明させていただきました。具体的には、日本遺産シンポジウムの開催、ストーリーや構成の文化財を紹介する巡回展示会の開催、ポスター等の各種周知媒体の作成と掲出、旅行雑誌への掲載、BS放送での放映、旅行会社独自の商品化を目指したモニターツアーや山の日イベント、商店街イベント等の実施、納め太刀体験用のミニチュア納め太刀や行衣の作成とその貸し出し、日本遺産案内看板の設置、その他にも現在、日本遺産ガイドブックの作成、シンボルモニュメントの制作、宿坊の詳細調査等に取り組んでいる旨を答弁しております。

また、日本遺産を生かした各種取組から1年経過後に、アンケート等を実施して効果測定を行いたいと考えていること。また、文化庁の3カ年の補助金が年々減額していく中、より効果のある取組に絞って実施していきたいと考えていることをお答えしております。

また、補足になりますが、組織改編に伴い日本遺産の所管を商工観光振興課へ移しますが、今までの取組と連動しながら、きちっと地域の活性化に向けた取組

をしていきたいといった答弁が経済環境部長からなされております。

○学校教育担当部長【大高敏夫】

続きまして、平成28年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査結果について報告いたします。資料3を御覧ください。

調査対象者は全児童生徒及びその保護者、そして教職員です。本市では2月初めに学校に設置した箱に、本人が直接投函する方式で実施いたしました。回収された調査票のうち、体罰に関する表記がされていた調査票について、学校に詳細な事実関係の確認・調査を依頼しました。その結果、体罰と認められる事案はございませんでしたが、体罰に当たると認められない事案についても、当該教職員は対しては、今後より適切な指導に努めるよう当該校長から指導を行っております。

また、3月8日の定例校長会において、本調査結果について説明し、言葉の暴力等も含めた体罰の防止及び児童生徒指導の充実を引き続き要請するとともに、児童生徒や保護者がいつでも相談できる機関や窓口について周知するよう改めて依頼をいたしております。

なお、教育委員会においては、今後も各種会議や研修会等において、体罰防止や適切な児童生徒指導の取組、あるいは教職員の資質能力及び指導力の向上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、平成28年度第2回伊勢原市いじめ問題専門調査会の内容について報告させていただきます。資料4を御覧ください。

協議内容については2つございました。1点目が平成28年度第1回いじめ問題専門調査会の内容確認、2点目がいじめ問題への対応策についてです。

本日は、2点目のいじめ問題への対応策について少し報告させていただきます。平成27年度、28年度に伊勢原市内で認知したいじめ事案について、事務局から説明をした上で、それぞれ委員から貴重な御意見をいただいておりますので、いくつか紹介させていただきます。

防止策として「仲間外れや無視を防止するためには、道徳教育の充実や児童生徒の正義感を高めるといった手だてが必要となってくる。」「児童生徒に対し、先生に訴えることが正しいことであると伝えることも重要である。」「児童会や生徒会活動を通じてのいじめ防止キャンペーン活動や、道徳や特別活動を通したより良い人間関係づくりは有効な取組なので、是非取組を充実させてほしい。」「担任から児童生徒に対し、安心なクラスにすること、いじめは絶対に許さないことを伝えてほしい。そのような全体指導を事前に行っておくことで、いじめが起きたときに当事者への個別指導が効果を発揮する。」

次に早期発見の手だてとして「いじめ発見のきっかけとして、アンケートによる発見件数が増えている。効果的なアンケートの実施について検討してほしい。」「いじめの傍観者に訴えかけるアンケートの設問が大事である。」

対応策として「仲間外れをされたときの対処法として、クラスが固定的で閉鎖的な関係だと、グループから排除されるということは不利になる。それを防ぐため、そのグループだけでなく、スポーツ活動のグループ等、クラスを越えた活動

を盛んにし、逃げ場をつくっておく必要がある。」「校内チームでの支援体制の充実が望まれる。」「いじめの解消済みの判断については、校内チームでの支援が求められているので、担任だけでなく、複数の教員により判断を行う必要がある。」

発達障害が心配される子への対応として「いじめの事案を通して、発達障害や虐待の発見につながるケースがある。」「いじめへの対応として、謝罪を行って解決することは重要だが、背景に発達障害や虐待がある場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等が初期の段階からかかわり、学校のできることを、できないことを明確にすることが大切である。」

委員の皆様からは、それぞれ専門的な立場から以上のような御意見をいただいております。なお、この会議でいただいた御意見、御示唆等は、各校でも役立ててもらおうよう校長会にて報告をしております。平成29年度になりましたら、本資料を学警連や児童生徒指導推進連絡会等で活用し、現場の教職員に周知してまいりたいと思います。

○委員長【永井武義】

ありがとうございました。それでは、ただいまの教育長報告につきまして、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

○委員【渡辺正美】

一般質問の関係です。日本遺産について、今回の組織改編で日本遺産の業務は文化財課から商工観光振興課へ移りますが、今後の教育委員会としての日本遺産との関わりを説明願います。

○文化財課長【立花実】

今現在、文化財課で日本遺産を所管しておりますが、これまでもイベント的なものや、商工観光に関わってくるものについては商工観光振興課と一緒にやってきました。日本遺産協議会の事務局については、今は文化財課が担っておりますが、来年度以降は、国からの補助金事務も含めて商工観光課が事務局として所管することになります。ただ、協議会の事業の中でも文化財に関する調査や展示といったものにつきましては、これまでどおり教育委員会が担っていくこととなります。

○教育長【鈴木教之】

実務的には今の説明のとおりですが、もっと大きな施策的な話をしますと、文化財の活用に関して言えば、まず、平成25年3月に文化財保護条例の全面改正を行い、この中で初めて文化財を活用したまちづくりの要素を盛り込みました。また、その後策定した歴史文化基本構想においても、文化財の価値の創造、活用についても構想として位置付けてまいりましたので、教育委員会サイドとしては既に文化財に関する今後の方向性は整理できていると言えます。

今後は文化財をどのように活用して地域の活性化につなげていくなどの話で、これは経済や観光の分野の話ですので、現在、総合計画の後期基本計画の策定作業と併せて所管の商工観光課で構想を練っていると思います。ただ最終的には将来の伊勢原の姿、まちづくりをどのようにしていくかといった議論の中で、全体

が一つにまとまった取組が推進されるのが望ましいのかなと思っております。

○委員【渡辺正美】

意見になります。文化財を活用した観光やまちづくりについては、今後は商工観光サイドで推進されると思いますが、資源となる様々な文化財の調査や保管というものに関しては、これまでどおり教育委員会で扱っていくこととなります。教育委員会では商工観光的な価値だけでなく、伊勢原の文化財を有効に、そして学術的にしっかりと調査できるような意識付けや位置付けを行政の中で保ちながら進めていく必要があるのかなと思います。

○教育長【鈴木教之】

渡辺委員のおっしゃるとおりだと思います。やはり文化基盤の足腰の強さが実際の力になりますので、伊勢原には歴史的に解明されていない部分がまだまだありますので、独自の調査を進めるためのマンパワーを確保していく努力はしていく必要はあると思います。

○歴史文化推進担当部長【山口譲】

1年間取り組んできた感覚ですが、日本遺産の業務のウエートは8対2で、2が文化財的なもので、8が経済、観光関連です。その8割の部分を商工観光振興課が担うこととなりますので、今、渡辺委員がおっしゃったような、本来的な文化財の調査・保護についての業務に専念できる環境になってくると思います。

○委員長【永井武義】

他にいかがでしょうか。

○委員【菅原順子】

議会答弁の概要の中で不登校に関する点で、適応指導教室にもフリースクールにも行けない児童生徒が小学校で2～3人、中学校で約10名いるということですが、先日の卒業式に出られなかったお子さんはどれくらいいるのでしょうか。

○学校教育部長【大高敏夫】

各校では、不登校で午前中の卒業式に出られない児童生徒については、午後に卒業式を校長室等で行っております。一方で普段不登校だったのですが、卒業式に出られている児童生徒もいます。卒業式に出られなかった児童生徒の人数については、後ほどお伝えします。

○委員【菅原順子】

ずっと家にいらっしゃるお子さんに対しては、担任の先生だけではなかなか解決できず、中にはスクールカウンセラーとは話すことができ、そこでかわりを持っているお子さんもいると思います。チームでの対応も大事ですが、担任の先生がその子について今どういう状況であるのかを把握した上で、定期的な調整会議だとか情報交換の会議を行っているのかをお伺いしたいと思います。中には学校から見放されているというような思いを抱かれる保護者もいらっしゃると思いますので質問させていただきます。

○指導室長【石渡誠一】

基本的には各学校で、その子に応じた形でチーム支援を心がけております。また、保護者との相談も含め、タイミングを見定めながら自宅に伺うとか、電話を

かけるとかの判断をし、なるべく本人や保護者に直接コンタクトがとれるように努めております。

○委員【菅原順子】

実際に直接かかわる方は、それぞれの専門家がいらっしゃると思いますが、学校が必ず情報を把握し、今はどういう状況にあって、どういう人がコンタクトしているかといったコーディネーター的な人が必ず必要だと思います。各学校ではしっかりと対応されていると思いますが、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○指導室長【石渡誠一】

今の委員の御意見については、改めて学校へ伝えたいと思ひます。

○委員【菅原順子】

よろしくお願ひします。

○委員長【永井武義】

私から一般質問の答弁の関係で質問させていただきます。通学路の安全対策について、軽微な要望には早期に対応できるが、用地買収を伴うものは長期にわたり改善ができないとの答弁ですが、この用地買収を伴うとはどういうケースでしょうか。

○学校教育課長【守屋康弘】

通学路の歩道の拡幅等の要望等がある場合、用地買収等を必要とする場合もありますので、そういった場合は対応が難しいという内容の答弁です。

○委員【重田恵美子】

同じく通学路の安全対策についてですが、昨日のニュースでもありましたが、小学生女児の痛ましい事件がありました。今後、ここを通学路にするとかといった協議をする中で、やはり教育委員もそこに加わる必要があるのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○学校教育担当部長【大高敏夫】

実際に通学路を決めるには学校で、校長をはじめ職員等でこの道が一番安全だろうということを決めており、それを教育委員会へ報告してもらっている状況でございます。やはり地域の状況を一番承知しているのが学校現場ですので、通学路の混み合う時間、不審者等の心配等、色々なことを考慮して通学路を決定しております。また、PTA、自治会をはじめとする地域の方々の御協力や、登下校の見守りを行っていただいている方々もおりますので、そういった方々からの御意見も伺いながら各学校で判断をいたしている状況でございます。

○委員【渡辺正美】

学校現場にいた経験から話をさせていただくと、通学路は、学校とPTAが協議して定め、それを教育委員会に報告する流れだと思います。例えばこれまでの通学路が道路事情により通学路として適当でない判断した結果、ではこちらの道路に変更しようとなるのですが、そういった際は、事前にPTAと学校と一緒に歩いてみるといったようなこともしています。よって、通学路については、学校、保護者、教育委員会が相互に連携を図りながら選定しているのが現状であ

ろうかと思います。重田委員から事件の話が出ましたが、伊勢原では、普段からPTAの方が通学路の状況を調査され、不安なところがあれば校内に張り出している学校もあり、そのような形で安全な通学路が確保されていると思いますので、教育委員が直接通学路の選定に関わるというよりも、具体の選定については地域を熟知している学校やPTA、地域の方々にお任せした方が現実的なのかなと思います。

○委員【重田恵美子】

保護者や地域の方の中には、最終的な通学路の決定は教育委員が行っていると思われる方も少なからずおります。

○委員【渡辺正美】

今までの経験の中で、重田委員がおっしゃられたように、通学路は教育委員会が決めていると思っている方もかなりおられます。

○委員【重田恵美子】

そのようです。

○委員【渡辺正美】

学校からも折に触れ、通学路は学校と保護者が協力して話し合って定めているものだとことを周知していただき、通学路の趣旨というか意味合いを理解してもらう必要があると思います。

○学校教育担当部長【大高敏夫】

貴重な御意見ありがとうございます。通学路を決定していく過程では、学校、保護者、地域、それから教育委員会も通学路点検で直接関わっておりますので、通学路の安全対策の取組や通学路の意味について、学校から保護者等へ周知してもらうよう依頼していきたいと思います。

○委員長【永井武義】

私もPTA役員をしていた経験から通学路点検は毎年行うものだと認識しているのですが、市内の小中学校でやってないところもあるのですか。

○学校教育担当部長【大高敏夫】

全ての学校で毎年実施しています。

○委員長【永井武義】

よろしいですか。それでは、他に無いようでしたら次に移ります。

----- ○ -----

日程第4 報告第1号 平成28年伊勢原市スポーツ賞表彰被表彰者（追加分）の決定について

○委員長【永井武義】

日程第4、報告第1号「平成28年伊勢原市スポーツ賞表彰被表彰者（追加分）の決定について」、説明をお願いいたします。

○教育長【鈴木教之】

議案書の1ページでございます。報告第1号につきましては、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容としては、平成28年伊勢原市スポーツ賞表彰の被表彰者について、2月の定例会以降に追加の推薦がございましたので、その追加の被表彰者の決定について、代理したものでございます。2ページに名簿がございます。個人2名のスポーツ賞でございます。以上です。

○委員長【永井武義】

ありがとうございました。御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。特に無いようですので、採決に入らせていただきます。

日程第4、報告第1号「平成28年伊勢原市スポーツ賞表彰被表彰者（追加分）の決定について」、承認の方は挙手をお願いいたします。

○委員全員 挙手。

○委員長【永井武義】

挙手全員。よって本案は原案のとおり承認いたしました。

----- ○ -----

日程第5 議案第10号 伊勢原市教育委員会の組織の改編に伴う
関係規則の整備に関する規則について

日程第6 議案第11号 伊勢原市教育委員会の権限に属する事務
の補助執行に関する規程について

日程第7 議案第12号 伊勢原市教育委員会の組織の改編に伴う
関係規程の整備に関する規程について

○委員長【永井武義】

続きまして日程第5、議案第10号「伊勢原市教育委員会の組織の改編に伴う関係規則の整備に関する規則について」、及び日程第6、議案第11号「伊勢原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程について」、並びに日程第7、議案第12号「伊勢原市教育委員会の組織の改編に伴う関係規程の整備に関する規程について」の3議案は関連する議案ですので、一括して説明をお願いしたいと思います。御異議ございませんか。

○委員全員 異議なし。

○委員長【永井武義】

それでは、一括提案をお願いいたします。

○教育長【鈴木教之】

5ページから35ページになります。議案第10号から12号につきましては、平成29年4月1日付け教育委員会の組織改編に伴う関係規則の改廃、新たな規程の制定及び改廃について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関

する規則第2条第1項第2号の規定によって提案するものでございます。

改正にあたっての大前提として、教育センターの扱いでございますが、教育機関としての教育センターは残ります。よって、これから所長となる方は、これまでどおり所長として辞令を受けるということです。決裁権限もあるということで、ほとんど変わらないということでございます。

では、何が変わるかといいますと、教育センターは教育指導課に属する形になります。平たくいうと、教育センターの所長は所属長ではなくなるということです。非常に分かりにくいですが、そういうことを前提とした改正ということです。

それでは、まず議案第10号です。5ページになります。5つの関係規則の改正と、3つの規則を廃止する規則です。10ページを御覧ください。新旧対照表がございます。まず「伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」の改正で、教育委員会議への付議事項である任命等の対象について、教育機関の長である「館長」及び「所長」が既に明記されているため、「学校以外の教育機関の長」という表現を削ります。

次に11ページ「伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則」の改正でございます。教育総務課のこれまでの係に「文化財係」と「市史係」を加え、「指導室」を「教育指導課」に改め、これまでの係に「教育研究・相談係」を加え、「文化財課」と「スポーツ課」を削ります。教育センターは教育指導課に属することとします。また、事務分掌につきましても、課の統廃合に合わせて組みかえます。

次に13ページです。「伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則」の改正です。「室長」の職を削るとともに、教育センター設置条例において所長を置くことが謳ってございますので、「センターに所長を置く」という文言を削ります。また、教育委員会の役職に充てる職員の種類に「指導主事」を加えます。

14ページ「伊勢原市教育委員会の所管に係る伊勢原市個人情報保護条例施行規則」の改正です。所属長等をもって充てている個人情報管理責任者から「室長」を削るとともに、所長を残しつつ、教育センターの設置根拠を加えました。

次に15ページ「伊勢原市教育委員会が管理する公共施設に係る伊勢原市公共施設利用予約システムの運用に関する規則」の改定です。武道館が教育委員会の所管から外れますので、当該規則の対象から武道館を削ります。

8ページに戻っていただきます。附則に記載されておりますが「伊勢原市スポーツ推進委員に関する規則」「伊勢原市立武道館条例施行規則」「伊勢原市スポーツ推進審議会規則」の3つの規則を廃止します。これらは、新たに市長部局で制定される予定でございます。

続いて議案第11号です。17ページになります。「伊勢原市教育委員会の権限に関する事務の補助執行に関する規程」を新たに定めます。

次のページを御覧ください。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、スポーツに関することを市長が管理し、執行するにあたって、「学校における体育に関することを除く。」と規定され、権限を市長に移すことが制限されて

います。しかしながら、学校屋外運動場照明施設の使用料の徴収を含む学校体育施設の開放事務に関しましては、他のスポーツに関する事務と同様に、市長部局へ移るスポーツ課において事務を行うことが、市民の利便性及び事務の効率化が図られると考えるということです。よって、権限は教育委員会のままで、市長の補助機関である職員、スポーツ所管課長に補助執行させる規程を定めるということでございます。

続いて議案第12号です。19ページになります。3つの関係規程の改正と、1つの規程を廃止する規程ということで、27ページを御覧ください。新旧対照表がございます。

まず「伊勢原市教育委員会表彰規程」の改正でございます。教育委員会表彰の被表彰者の推薦者から「室長」を削るとともに、所長を残しつつ、教育センター所長の設置根拠を加えました。

次のページ「伊勢原市教育委員会事務決済規程」の改正です。用語の定義から「室長」を削り、これについては所長を残しつつ、教育センター所長の設置根拠を加えたということです。また、市長部局の決済区分に準じ、人事関係の服務に関する決済区分について、教育長の決済事項を部長の専決事項に改めるということです。そして、所属ごとの決済事項について、教育総務課の決済事項にこれまでの文化財課の決済事項を加え、「指導室」を「教育指導課」に改めまして、これまでの教育センターの決済事項を加えるということです。それから、スポーツ課の決済事項は削るという内容でございます。

次に35ページ「伊勢原市教育委員会職員の職務権限に関する規程」の改正です。課の定義から「室」、そしてセンターは課ではなくなりますので「センター」を削ります。そして、第5条ですが、課長の職務から「室長」を削り、所長を残し、所長の根拠を加えたということです。

26ページにお戻りいただいて、附則に記載されていますが「伊勢原スポーツ賞表彰規程」を廃止します。市長部局で新たに市長の規程として制定される予定ということでございます。以上です。

○委員長【永井武義】

ありがとうございました。

それでは、一括して説明をお願いした3議案につきまして、非常に量が多いので、確認あるいは文言も含めて質問等があれば、議案ごとに行いたいと思います。

まず議案第10号について、いかがでしょうか。

○委員【渡辺正美】

教育委員会の教育センターに関して、担当課長というような位置付けと考えるといいものなのでしょうか。

○教育部長【谷亀博久】

教育センター所長については、決済権限もございますので、機能的にはほぼ同じようなものと御理解いただいてよろしいかと思います。

○委員【渡辺正美】

文化財課長が教育総務課の中の歴史文化担当課長になりますが、これまでと権

限とかは何か変更があるわけですか。

○教育長【鈴木教之】

新しくできる歴史文化担当課長については、所属長ではございませんが、担当課長として、これまでの文化財課の事務分掌に対する専決権も付されますので、従前と全く変わりません。

○委員長【永井武義】

それでは続けて、議案第11号について、何かございますでしょうか。続いて議案第12号についてはいかがでしょうか。それでは、無いようですので、1件ずつ採決に入らせていただきます。

日程第5、議案第10号「伊勢原市教育委員会の組織の改編に伴う関係規則の整備に関する規則について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○委員全員 挙手。

○委員長【永井武義】

挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

続きまして日程第6、議案第11号「伊勢原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○委員全員 挙手。

○委員長【永井武義】

挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

続きまして日程第7、議案第12号「伊勢原市教育委員会の組織の改編に伴う関係規程の整備に関する規程について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○委員全員 挙手。

○委員長【永井武義】

挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

----- ○ -----

日程第8 議案第13号 伊勢原市立小中学校教職員ほう賞規程の一部を改正する規程について

○委員長【永井武義】

続きまして日程第8、議案第13号「伊勢原市立小中学校教職員ほう賞規程の一部を改正する規程について」、提案説明をお願いいたします。

○教育長【鈴木教之】

37ページになります。本議案第13号については、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

内容としましては、退職ほう賞の基準になる在職年数の計算に係る根拠法令を整理したものでございます。39ページに新旧対照表があります。「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護師、保母等の育児休

業に関する法律」を削りました。以上です。

○委員長【永井武義】

ありがとうございました。御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。特に無いようですので、採決に入らせていただきます。

日程第8、議案第13号「伊勢原市立小中学校教職員ほう賞規程の一部を改正する規程について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○委員全員 挙手。

○委員長【永井武義】

挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

----- ○ -----

日程第 9 議案第 1 4 号 学校嘱託医等の辞職の承認について

日程第 1 0 議案第 1 5 号 学校嘱託医等の委嘱について

○委員長【永井武義】

日程第9、議案第14号「学校嘱託医等の辞職の承認について」及び日程第10、議案第15号「学校嘱託医等の委嘱について」は関連する議案ですので、一括して説明をお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

○委員全員 なし。

○委員長【永井武義】

それでは一括提案をお願いいたします。

○教育長【鈴木教之】

41ページからになります。議案第14号及び議案第15号については、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第9号の規定によって提案をするものでございます。

42ページを御覧ください。平成29年3月31日付をもって辞職したい旨の申し出があった方が7名です。内科医1名、歯科医2名、眼科医1名、薬剤師3名の先生方でございます。

続いて44ページを御覧ください。4月1日から新たに委嘱したいとする方が5名いらっしゃいます。

なお、児童生徒数の増減の関係で、内科医について、比々多小学校が3人から2人、成瀬小学校が2人から3人、歯科医については比々多小学校が3人から2人、成瀬中学校が3人から2人といった態勢となってまいります。以上でございます。

○委員長【永井武義】

ありがとうございました。それでは、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

特に無いようですので、1件ずつ採決に入らせていただきます。

日程第9、議案第14号「学校嘱託医等の辞職の承認について」、賛成の方は

挙手をお願いいたします。

○委員全員 挙手。

○委員長【永井武義】

挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

続きまして日程第10、議案第15号「学校嘱託医等の委嘱について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○委員全員 挙手。

○委員長【永井武義】

挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

----- ○ -----

日程第11 議案第16号 伊勢原市立公民館長の辞職の承認について

日程第12 議案第17号 伊勢原市立公民館長の任命について

○委員長【永井武義】

日程第11、議案第16号「伊勢原市立公民館長の辞職の承認について」及び日程第12、議案第17号「伊勢原市立公民館長の任命について」は関連する議案ですので、一括して説明をお願いしたいと思います。御異議ございませんか。

○委員全員 なし。

○委員長【永井武義】

それでは一括提案をお願いいたします。

○教育長【鈴木教之】

45ページからになります。議案第16号及び議案第17号については、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第9号の規定によりまして提案をするものでございます。

46ページを御覧ください。高部屋公民館長から、任期の途中ではありますが、4月30日付で辞職したい旨の申し出がございました。続いて48ページになります。4月30日付で比々多公民館長、成瀬公民館長、大田公民館長が任期満了となりますので、それぞれ同じ方の再任と辞職の申し出がございました高部屋公民館長の後任として、新しい方を任命したいとするものでございます。49ページから52ページに、それぞれ略歴書が添付されております。任期はいずれも平成29年5月1日から平成31年4月30日の2年間でございます。以上です。

○委員長【永井武義】

ありがとうございました。御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。特に無いようですので、1件ずつ採決に入らせていただきます。日程第11、議案第16号「伊勢原市立公民館長の辞職の承認について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○委員全員 挙手。

○委員長【永井武義】

挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

続きまして日程第12、議案第17号「伊勢原市立公民館長の任命について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○委員全員 挙手。

○委員長【永井武義】

挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

----- ○ -----

日程第13 議案第18号 伊勢原市社会教育指導員の委嘱について

○委員長【永井武義】

続きまして日程第13、議案第18号「伊勢原市社会教育指導員の委嘱について」、提案説明をお願いいたします。

○教育長【鈴木教之】

53ページを御覧ください。議案第18号については、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第9号の規定により、提案するものでございます。

次のページを御覧ください。現在の指導員が平成29年4月30日付で任期満了となりますので、記載のとおりお二人の方を委嘱したいとするものです。お二人とも再任でございまして、任期は平成29年5月1日から平成30年4月30日までの1年間で、それぞれ公民館活動担当、人権教育担当としてお願いしたいということです。以上です。

○委員長【永井武義】

ありがとうございました。御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。特に無いようですので、採決に入らせていただきます。

日程第13、議案第18号「伊勢原市社会教育指導員の委嘱について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○委員全員 挙手。

○委員長【永井武義】

挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

----- ○ -----

日程第14 議案第19号 伊勢原市文化財保護条例に基づく文化財の指定・登録について

○委員長【永井武義】

続きまして日程第14、議案第19号「伊勢原市文化財保護条例に基づく文化財の指定・登録について」、提案説明をお願いいたします。

○教育長【鈴木教之】

57ページになります。議案第19号については、伊勢原文化財保護条例第8条に基づく文化財指定、及び第10条に基づく文化財登録について、同条例第39条第3項に規定いたします伊勢原文化財保護審議会の諮問に対する答申を踏まえまして、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第14号の規定により提案をするものでございます。

内容としましては、指定文化財として1件、登録文化財として3件という内容です。59ページを御覧ください。当該文化財の指定及び登録にあたりまして、3月15日付で文化財保護審議会に対し、文化財保護条例に基づく諮問を行い、3月17日付で答申がございました。答申の内容でございますが、諮問した全ての文化財について、それぞれ指定・登録にふさわしいという評価をいただいております。

答申の1ページを御覧ください。まず指定文化財でございますが「大山こま製作技術」を無形民俗文化財として指定し、記載があります4名の技術保持者を認定したいということでございます。

次に登録文化財です。3ページを御覧ください。1件目が「大山道の道標」9件を有形民俗文化財として登録したいという内容です。登録の2件目、7ページを御覧ください。「大山灯籠行事」を無形民俗文化財として登録し、記載のあります6団体を認定したいという内容です。最後に3件目でございます。10ページになります。「宝城坊の神木のぼり」を無形民俗文化財として登録し、記載のあります1団体を認定したいという内容でございます。

以上につきまして、それぞれ答申の内容どおり御承認いただきますよう、御審議をお願いしたいということで提案いたしました。以上です。

○委員長【永井武義】

ありがとうございました。御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

私から1点よろしいですか。「大山こまの製作技術」ですが、説明の中で大山こまの製作は4軒4人の職人のみに引き継がれているということですが、現在この方たち以外に製作している方はいらっしゃるのですね。

○歴史文化推進担当部長【山口讓】

確認したところ、やはり現時点では4人ということですか。

○委員【渡辺正美】

「大山道の道標」に関してですが、ここでは件数が9件ということですが、実際にはこれ以外どの程度あるのでしょうか。

○文化財課長【立花実】

平成24年に調査をいたしまして、報告書をまとめてございます。過去の記録も含めると市内に113基の道標があったということを確認しています。そのうち、その当方で102基の現物を認めています。実はその中にも、大山あるい

は大山道と書いてある、外から大山へ案内するものと特定できる道標が48基ございます。その中から今回登録する9基については、大山の山内にあるような道標を除きまして、所有者が今現在認められないものをピックアップしたものです。全体としてはまだまだたくさんございますので、順次、条件が整い次第、登録していきたいという考えでございます。

○歴史文化推進担当部長【山口讓】

補足させていただきます。今申し上げたとおりですが、大事なものは、貴重な文化財がなくなってしまうことを一番恐れております。今回の9件は道端にあるものですので、例えば道路拡幅等でどこかにいってしまう恐れがあるものです。

それ以外にも、社寺の境内等に保管していただいているものがありますので、そういったところは次の段階で登録をしていくという判断をしております。

それからもう1点、内部的にですが、ここでお認めいただきたいとしております団体、あるいは個人につきましては、文化財保護審議会での議論のテーブルに乗せるに際しまして内諾書をとっています。内諾書が無いと教育委員会で指定・登録したはいいが、話を持っていったら私は要りませんと言われてしまうことも考えられますので、そうした事務的な手続は踏んでおります。今の道標にしても、社寺に置いてある場合にはそこが管理者ですので、事務的に多少時間がかかりますが、そういった手続を踏んでいきますので、そのあたりは御理解いただければと思います。

○教育長【鈴木教之】

もう1点だけいいですか。もう少し先の話ですが、大山道はかなり空間的な広がりを持っていますので、伊勢原市単独よりも、もう少し広域的に働きかける工夫が今後は必要になってくると思います。いわゆる大山道サミットというチャンネルもあるので、そのあたりを活用しながら県レベルでの指定なり登録なりに持っていければ県全体として広がりのあるものになるのかなと思います。

○委員長【永井武義】

他に何かございますか。よろしいでしょうか。それでは採決に入らせていただきます。日程第14、議案第19号「伊勢原市文化財保護条例に基づく文化財の指定・登録について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○委員全員 挙手。

○委員長【永井武義】

挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

----- ○ -----

その他事項

○委員長【永井武義】

続きまして、その他事項でございますが、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

それでは事務局からお願いいたします。

○指導室長【石渡誠一】

「学年末・学年始休業期間中の児童生徒指導」についてです。資料5を御覧ください。市内各小中学校では、3月24日に修了式が行われました。学年末・学年始休業を迎えるにあたり、各学校には「学年末・学年始休業期間中の児童・生徒指導について」を配付いたしました。また、各学校の校長先生方を通じまして、資料にあります学習指導、生活指導、健康・安全指導、緊急指導體制の確認、長期休業後の児童・生徒指導等につきまして、職員への周知と児童生徒への指導をお願いしております。

特に学年末から新年度に向けては環境が大きく変化し、児童生徒が自ら成長を自覚できる時期であるとともに、新たな目標を持ち、意欲的に生活できる良い機会でもあります。そうした機会を捉え、適切な指導に努めるようお願いをしております。

○スポーツ課長【小巻宏幸】

続きまして、「第32回大山登山マラソン大会の結果」について、報告させていただきます。資料6を御覧ください。

大会当日は、委員の皆様にはお忙しい中、伊勢原小学校での開会式をはじめ、下社での表彰式に御出席いただきまして、大変ありがとうございました。

当日は天候にも恵まれ、日本遺産認定記念の大会として盛大に開催でき、大きな事故、怪我もなく無事に終了することができましたことを報告させていただきます。当日の参加状況ですが、申込者数2,771名に対しまして、当日受付け者数2,472名、出走者数2,387名、うち完走者数は2,379名、完走率99.6%となっております。ほとんどの方が完走された結果となっております。

記録的には、男子29歳以下の部の田代さんが大会5連覇を達成し、また男子40歳代では浜名さんが歴代タイムより10秒短縮した43分41秒で大会新記録をマークされました。また、ゲストランナー5名と招待選手1名も大会に花を添えていただきました。特に招待選手であります五郎谷選手は、現役のランナーとして参加していただきました。記録としては39分58秒で、御本人としては不満を残す記録だったようで、日本一過酷なコースだとの感想を述べられお帰りになりました。

○教育センター所長【本多由佳里】

教育センターから「指定課題別調査研究部会の研究成果物」について報告させていただきます。

平成29年度の小学校1年生を対象に「いせはらのしょくぶつ」、小学校3年生を対象に社会科副読本「いせはら」、小学校6年生を対象に「いせはらのむかし 旧石器時代～古墳時代」及び「奈良時代～江戸時代」の冊子を配布しているところでございます。

今年度に調査研究をした部分として、社会科副読本「いせはら」については、新しい資料に差し換えるとともに、日本遺産に関する内容を2ページ見開きで挿入した結果、地域学習の教材が多くなりました。また、「いせはらのむかし 奈

良時代～江戸時代」については、学習指導要領との関連も調べ、教育課程に位置付け、先生方がより活用しやすいような手引きを作成し配布しました。また、これらはウェブサイトにも掲載予定です。なお、29年度当初に配る「いせはらのむかし」は中学校でも活用していきます。今後も地域教材の開発及び9年間を見据えた子どもたちの教育活動に資する研究を進めていく予定です。

○教育総務課長【古清水千多歌】

教育総務課から5件の報告があります。まず「教育長退任式及び辞令交付式・教職員退職辞令交付式及び辞令交付式」についてです。これについては、資料8を御覧ください。

次に「平成29年度神奈川県市町村教育委員会連合会第1回役員会及び総会」についてです。平成29年4月14日の金曜日、午前10時30分から大和市文化創造拠点シリウスでの開催となっております。例年、委員長が出席となっておりますので、29年度につきましては教育長の職務代理者の委員の出席をお願いいたします。

続いて「平成29年度関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会及び研修会」についてです。平成29年5月26日の金曜日、午後零時45分から、同じく大和市文化創造拠点シリウスでの開催となっております。委員の皆様のお出席をお願いいたします。どちらも公用車で行きますので、集合時間等の詳細につきましては後日連絡をさせていただきます。

続いて「教育委員会4月臨時会」についてです。平成29年4月3日の月曜日、8時30分から市役所5階の教育長室において開催いたしますので、御出席をよろしくお願いいたします。

最後に「教育委員会4月定例会」の日程ですが、平成29年4月25日の火曜日、午前9時30分から市役所3階第2委員会室においての開催となります。

以上です。

○委員長【永井武義】

今の事務局からの報告で、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

○委員【渡辺正美】

資料7の教育センターの指定課題別調査研究部会の研究成果物についてですが、こうした研究成果物を教育センターの職員や先生方が様々な形の研修を通して作られ、それが教育現場で生かされていることをもっと分かるような形でPRした方がいいと思います。こういったことは、今回組織の改編がありましたが、組織の問題にも通じてくることだと思います。

○委員長【永井武義】

他にいかがでしょうか。

それでは、他に無いようですので、本日の教育委員会議はこれをもって閉会とさせていただきます。

なお、鈴木教育長並びに山口歴史文化推進担当部長には、様々な形で御指導を賜りまして、本当に感謝申し上げます。ありがとうございました。

----- ○ -----
午前 11 時 10 分 閉会

< 配付資料 >

- 資料 1 平成 29 年 4 月 1 日付け市教育委員会人事異動（課長相当職以上）
- 資料 2 市議会 3 月定例会総括質疑・一般質問答弁の概要
- 資料 3 平成 28 年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査結果
- 資料 4 平成 28 年度第 2 回伊勢原市いじめ問題専門調査会報告
- 資料 5 学年末・学年始休業期間中の児童生徒指導
- 資料 6 第 3 2 回大山登山マラソンの結果について
- 資料 7 教育センター指定課題別調査研究部会の研究成果物について
- 資料 8 教育長退任式及び辞令交付式・教職員退職辞令交付式及び辞令交付式